

第3章 不当労働行為事件の審査

第1節 不当労働行為事件の概況

1 不当労働行為事件取扱件数

最近5年間の取扱件数は、次表のとおりである。

令和7年における申立件数は3件で、前年より4件減少し、過去5年間（令和2年～6年）の平均7件と比べても4件減少した。

(単位：件)

| 年 区分 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 前年からの繰越し | 4 | 7 | 4 | 4 | 5 |
| 新規申立て | 12 | 6 | 4 | 7 | 3 |
| 計 | 16 | 13 | 8 | 11 | 8 |

2 業種別申立件数

最近5年間の業種別申立件数は、次表のとおりである。令和7年における業種別申立件数は、「医療、福祉」が3件であった。

(単位：件)

| 年 区分 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-------------------|------|------|------|------|------|
| 農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 建設業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 製造業 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 情報通信業 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 運輸業、郵便業 | 4 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 卸売業、小売業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融業、保険業 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 教育、学習支援業 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| 医療、福祉 | 3 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 複合サービス事業 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| サービス業 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公務 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 12 | 6 | 4 | 7 | 3 |

3 該当号別申立件数

最近5年間の労組法第7条各号別申立事件数は、次表のとおりである。

令和7年における申立号別の内訳を見ると、7条各号の単独号での申立ては2号の1件であり、他2件は複数号での申立てである。1号を含む申立てが2件（67%）、2号を含む申立てが2件（67%）、3号を含む申立てが2件（67%）となっている。

（令和7年12月31日現在）（単位：件）

| 区分 | 年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|----|-------------|------|------|------|------|------|
| 7条 | 1号該当 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| // | 2号 // | 4 | 2 | 1 | 3 | 1 |
| // | 3号 // | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| // | 4号 // | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| // | 1・2号 // | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| // | 1・3号 // | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| // | 1・4号 // | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| // | 2・3号 // | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 |
| // | 2・4号 // | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| // | 3・4号 // | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| // | 1・2・3号 // | 4 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| // | 1・2・4号 // | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| // | 1・3・4号 // | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| // | 2・3・4号 // | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| // | 1・2・3・4号 // | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 12 | 6 | 4 | 7 | 3 |

注 追加申立て及び一部取下げを含む。

4 企業内の組合組織状況別申立件数

最近5年間の申立事件に係る組合組織状況は、次表のとおりである。

（単位：件）

| 区分 | 年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|----|-----------|------|------|------|------|------|
| | 組合が1だけのもの | 9 | 5 | 4 | 7 | 2 |
| | 組合が2以上のもの | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 計 | 12 | 6 | 4 | 7 | 3 |

- 5 申立人別申立件数
最近5年間の申立人別申立件数は、次表のとおりである。
令和7年においては、全申立てが組合単独によるものであった。

(単位：件)

| 区分 | 年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|----|-----|------|------|------|------|------|
| 組 | 合 | 12 | 6 | 3 | 6 | 3 |
| 個 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 上 | 部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 組 | 合 | | | | | |
| 組 | 合・個 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 組 | 合・上 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 組 | 合・上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 組 | 合・上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 組 | 合・上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 12 | 6 | 4 | 7 | 3 |

- 6 合同労組による申立件数及び駆け込み申立件数
いわゆる合同労組による不当労働行為救済申立件数と、これらの事件に含まれる、いわゆる駆け込み申立件数は、次表のとおりである。
令和7年においては、全申立てが合同労組によるものであった。

(単位：件)

| 区分 | 年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-------------------------|---|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 全申立件数 | | 12 | 6 | 4 | 7 | 3 |
| 合同労組申立て (駆け込み申立て：内数) | | 10 (5) | 6 (1) | 2 (0) | 5 (4) | 3 (0) |

- 7 従業員数規模別申立件数
最近5年間の従業員数規模別申立件数は、次表のとおりである。

(単位：件)

| 区分 | 年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-----------|---|------|------|------|------|------|
| 49人以下 | | 2 | 2 | 0 | 5 | 0 |
| 50人～99人 | | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 100人～499人 | | 9 | 3 | 2 | 0 | 0 |
| 500人～999人 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 1,000人以上 | | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 不明 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 計 | | 12 | 6 | 4 | 7 | 3 |

8 終結状況

(1) 事件終結状況

最近5年間の事件終結状況は、次表のとおりである。

令和7年においては、取下げ・和解による終結は前年に比べ増加し、命令・決定による終結は前年に比べ減少している。

(単位：件)

| 区分 | | 年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | |
|---------|----------|------|------|------|------|------|------|---|
| 係属 | 前年からの繰越し | | 4 | 7 | 4 | 4 | 5 | |
| | 新規申立て | | 12 | 6 | 4 | 7 | 3 | |
| | 計 | | 16 | 13 | 8 | 11 | 8 | |
| 終結状況 | 取下げ・和解 | 取下げ | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| | | 和 解 | 無関与 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | | 関 与 | 1 | 4 | 2 | 3 | 4 |
| | | 計 | 5 | 6 | 2 | 3 | 6 | |
| | 命令・決定 | 全部救済 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 一部救済 | | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | | |
| 棄 却 | | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | | |
| 却 下 | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 計 | | 4 | 3 | 2 | 3 | 1 | | |
| 合 計 | | 9 | 9 | 4 | 6 | 7 | | |
| 翌年への繰越し | | | 7 | 4 | 4 | 5 | 1 | |

(2) 終結区分別平均処理日数

最近5年間の終結区分別平均処理日数は、次表のとおりである。

令和7年においては、平均処理日数が命令・決定事件は前年に比べ減少し、取下げ・和解事件は増加している。

(単位：日(件))

| 区分 | 年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|--------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 命令・決定 | | 279(4) | 398(3) | 330(2) | 520(3) | 444(1) |
| 取下げ・和解 | | 146(5) | 232(6) | 130(2) | 152(3) | 272(6) |
| 総平均(計) | | 205(9) | 287(9) | 230(4) | 336(6) | 297(7) |

(3) 終結区分別最長・最短処理日数

最近5年間の終結区分別最長・最短処理日数は、次表のとおりである。

(単位：日)

| 区 分 | | 年 | | | | |
|---------|----|------|------|------|------|------|
| | | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
| 命 令・決 定 | 最長 | 364 | 428 | 359 | 603 | 444 |
| | 最短 | 196 | 362 | 300 | 411 | 444 |
| 取下げ・和解 | 最長 | 248 | 393 | 148 | 197 | 590 |
| | 最短 | 70 | 140 | 112 | 75 | 60 |

(4) 命令・決定事件に関する確定及び不服状況

最近5年間の命令・決定事件について所定期間内に再審査申立てや行訴提起がなされた事件及び再審査申立て等が行われず確定した事件の状況は、次表のとおりである。

(令和7年12月31日現在) (単位：件)

| 区 分 | | 年 | | | | |
|-------------|-----------|------|------|------|------|------|
| | | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
| 命 令 ・ 決 定 | | 4 | 3 | 2 | 3 | 1 |
| 確 定 | | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 再 審 査 | 労 側 申 立 て | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 使 側 申 立 て | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 行 訴 | 労 側 提 起 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 使 側 提 起 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

(注) 確定、再審査、行訴の件数は、当該命令・決定が出された年に計上する。

令和4年の命令のうち、1件は労使双方再審査申立て。

令和6年の命令のうち、1件は労使双方再審査申立て。

9 審査の期間の目標及びその達成状況

労組法第27条の18に基づく審査の期間の目標及び目標の達成状況は次のとおりである。

(1) 審査の期間の目標

令和7年の審査の期間（命令交付までの期間）の目標は、次のとおりであった。

- ・労組法第7条第2号単独事件 10か月未満
（審査に時間を要することが見込まれる事件は1年未満）
- ・その他の事件 1年未満

なお、令和8年における審査の期間の目標は、令和7年と同様である。

(2) 目標の達成状況等

ア 終結区分別平均処理日数（最近5年間の終結区分別平均処理日数）

令和7年の終結事件の終結区分別平均処理日数を見ると、命令・決定によるものは444日（15月）、取下げ・和解によるものは272日（9月）で、総平均では297日（10月）となっている。

（単位：日（件））

| 区分 | 年 | | | | | | 令和3～7年平均 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|
| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | | |
| 命令・決定 | 279(4) | 398(3) | 330(2) | 520(3) | 444(1) | 383(2.6) | |
| 審査の期間の目標10か月未満 | 197(2) | - (0) | 300(1) | 547(1) | - (0) | 310(0.8) | |
| 審査の期間の目標1年未満 | 362(2) | 398(3) | 359(1) | 507(2) | 444(1) | 415(1.8) | |
| 取下げ・和解 | 146(5) | 232(6) | 130(2) | 152(3) | 272(6) | 203(4.4) | |
| 審査の期間の目標10か月未満 | 120(4) | 140(1) | - (0) | 75(1) | 91(3) | 108(1.8) | |
| 審査の期間の目標1年未満 | 248(1) | 250(5) | 130(2) | 191(2) | 453(3) | 269(2.6) | |
| 総平均（計） | 205(9) | 287(9) | 230(4) | 336(6) | 297(7) | 270(7.0) | |
| 審査の期間の目標10か月未満 | 146(6) | 140(1) | 300(1) | 311(2) | 91(3) | 170(2.6) | |
| 審査の期間の目標1年未満 | 324(3) | 306(8) | 206(3) | 349(4) | 451(4) | 329(4.4) | |

イ 令和7年終結事件処理日数別事件数

令和7年の終結事件の処理日数別事件数は、次表のとおりである。

（単位：件）

| 処理日数 | 事件数 | | | 構成比（%） |
|-------------|-------|--------|------|--------|
| | 命令・決定 | 取下げ・和解 | 計 | |
| 6月未満 | 0(0) | 3(3) | 3(3) | 57 |
| 6月以上～10月未満 | 0(0) | 1(0) | 1(0) | |
| 10月以上～1年未満 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | |
| 1年以上～1年6月未満 | 1(0) | 1(0) | 2(0) | 43 |
| 1年6月以上 | 0(0) | 1(0) | 1(0) | |
| 計 | 1(0) | 6(3) | 7(3) | 100 |

（注）（ ）は内数で、審査の期間の目標が10か月未満のもの。

10 初審事件一覧

(令和7年12月31日現在)

| 事 番 | 件 号 | 申 立 年月日 | 申 立 人 (組合種別) | 被申立人 (業種) | 申立事項 | | 担当委員 | | | 処理経過 (終結事由) |
|---------|--------|------------|-----------------|---------------------|---------------------------|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------------------|
| | | 終 結 年月日 | | | 7 条 該 当 号 | 申立内容 | 審 査 委 員 | 労 側 参 与 | 使 側 参 与 | |
| 5 | 4 | 5. 9. 4 | X労働組合 (連合団体) | 学校法人Y (教育、学習支援業) | 1 | 不利益取扱、 団交拒否 | 大坪 | 溝田 | 中村 | 無関与和解が 成立し、取下書 が提出された。 |
| | | 7. 2. 6 | | | | | | | | |
| 6 | 4 | 6. 4. 25 | 個人X | 株式会社Y (製造業) | 3 | 支配介入 | 渡部 | 桑原 | 中村 | 関与和解が成 立し、取下書が 提出された。 |
| | | 7. 12. 5 | | | | | | | | |
| | 5 | 6. 8. 26 | X労働組合 (合同労組) | 学校法人Y (教育、学習支援業) | 1 | 不利益取扱、 支配介入 | 丸谷 | 高田 | 小川 | 11月12日 命令書写しを 交付した。 |
| | | 7. 11. 12 | | | | | | | | |
| | 6 | 6 | 6. 11. 19 | X労働組合 (合同労組) | 特定非営利活動法 人Y (医療、福祉) | 2 | 団交拒否 | 千綿 | 溝田 | 高松 |
| 7. 3. 4 | | | 高田 | | | | | | | |
| 7 | 7 | 6. 12. 6 | X労働組合 (合同労組) | 株式会社Y (情報通信業) | 2 | 団交拒否 | 上田 | 西 | 丸山 | 関与和解が成 立し、取下書が 提出された。 |
| | | 7. 3. 21 | | | | | | | | |
| 7 | 1 | 7. 2. 5 | X労働組合 (合同労組) | 社会福祉法人Y (医療、福祉) | 1 | 不利益取扱、 不誠実団交、 支配介入 | 所 | 金光 | 吉村 | 関与和解が成 立し、取下書が 提出された。 |
| | | 7. 10. 10 | | | | | | | | |
| | 2 | 7. 9. 12 | X労働組合 (合同労組) | 公益社団法人Y (医療、福祉) | 2 | 団交拒否 | 千綿 | 溝田 | 高松 | 取下書が提出 された。 |
| | | 7. 11. 10 | | | | | | | | |
| | 3 | 7. 12. 26 | X労働組合 (合同労組) | 社会福祉法人Y (医療、福祉) | 1 | 不利益取扱、 支配介入 | 所 | 桑原 | 内場 | 答弁書請求中 |
| | | | | 3 | | 堀野 | 吉村 | 庄崎 | | |

第2節 新規不当労働行為事件の申立概要

令和7年（不）第1号事件

申立人 X労働組合
被申立人 社会福祉法人Y
申立年月日 令和7年2月5日
申立内容 不利益取扱、不誠実団交、支配介入
申立概要

本件は、社会福祉法人YによるAへの配転命令が労組法7条1号及び3号に、社会福祉法人Yが令和6年7月31日の団交での合意事項を履行しないこと、並びに同年9月5日及び同月24日の団交における社会福祉法人Yの対応が労組法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和7年（不）第2号事件

申立人 X労働組合
被申立人 公益社団法人Y
申立年月日 令和7年9月12日
申立内容 団交拒否
申立概要

本件は、公益社団法人Yが令和6年11月15日、同年12月4日及び令和7年5月1日の団交申入れに応じなかったこと及び同年8月1日の団交申入れを拒否するよう班長Bに指示し団交申入れに応じなかったことが労組法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和7年（不）第3号事件

申立人 X労働組合
被申立人 社会福祉法人Y
申立年月日 令和7年12月26日
申立内容 不利益取扱、支配介入
申立概要

本件は、社会福祉法人Yの理事長Bが令和7年9月16日及び同年10月1日に行った発言が労組法7条3号に、社会福祉法人YによるAへの自宅待機命令、自宅待機命令延長、事情聴取及び退職勧奨の対応が労組法7条1号及び3号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

第3節 不当労働行為終結事件

1 取下げ・和解によるもの

(1) 取下げによるもの

令和7年(不)第2号事件

申立概要

31頁参照

終結までの経過

申立て後、調査開始前の令和7年11月10日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

(2) 無関与和解によるもの

令和5年(不)第4号事件

申立概要

本件は、Aの使用者としての地位を承継した学校法人Yが、遅くとも令和5年4月27日以降Aの就労を拒否したことが労組法7条1号に、X労働組合からの同月17日及び5月2日の団交申入れに応じなかったことが労組法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

終結までの経過

申立て後、調査5回、審問2回を行い、6年8月27日に結審した。結審後、両当事者間で和解が成立し、7年2月6日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

(3) 関与和解によるもの

ア 令和6年(不)第4号事件

申立概要

本件は、株式会社Yが、令和5年4月25日にC労働組合のチェック・オフを中止したことが労組法7条3号に該当するとして、Xが救済を申し立てた事案である。

終結までの経過

申立て後、調査8回を行ったところ、7年6月10日の第8回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。12月5日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

イ 令和6年(不)第6号事件

申立概要

本件は、特定非営利活動法人Yが、X労働組合からの令和6年9月12日及び

10月16日の団交申入れに応じなかったことが労組法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

終結までの経過

申立て後、調査1回を行ったところ、7年1月27日の第1回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。3月4日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

ウ 令和6年（不）第7号事件

申立概要

本件は、株式会社Yが、X労働組合からの令和6年10月15日、11月14日及び同月20日の団交申入れに対し、個室での直接面会方式の団交に応じなかったことが労組法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

終結までの経過

申立て後、調査1回を行ったところ、7年2月27日、関与和解が成立し、和解協定が締結された。3月21日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

エ 令和7年（不）第1号事件

申立概要

31頁参照

終結までの経過

申立て後、調査5回を行ったところ、令和7年9月19日の第5回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。10月10日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

(4) 和解認定等を行ったもの

令和7年は、和解認定、和解調書の作成及び執行文の付与のいずれも申立てがなかった。

2 命令・決定によるもの
令和6年（不）第5号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X労働組合（以下「組合」という。）
- (2) 被申立人 学校法人Y（以下「法人」という。）

2 事案の概要

本件は、法人が、①組合のA1組合員を令和（以下「令和」の年号は略す。）6年7月7日付けで解雇したこと（以下「本件解雇」という。）が労組法7条1号及び3号に、②A1に対し、6年度夏期賞与を通常の支給日に支給しなかったこと及び③A1に対し、6年度夏期賞与を何の説明もなく前年度よりも減額して支給したことが労組法7条1号にそれぞれ該当するとして、組合が救済を申し立てたものである。

3 審査経過

6年8月26日の申立て後、調査6回、審問2回を行い、7年11月12日両当事者に命令書写しを交付した。

4 命令主文の要旨

- (1) 法人は、本件解雇を撤回し、A1を原職に復帰させなければならない。
- (2) 法人は、A1に対し、解雇の日の翌日から原職復帰までの間に同人の解雇がなければ得られたであろう賃金相当額として、月額398,143円を基に算定した金員を支払わなければならない。
- (3) 法人は、A1に対し、6年度夏期賞与について同人に支給されるべきであった金額と支給済みの金額との差額として、430,000円を支払わなければならない。
- (4) 誓約文を交付及び掲示すること。

5 判断要旨

- (1) 争点1（法人が、本件解雇を行ったことは、労組法7条1号及び3号に該当するか。）について（救済）

ア 不当労働行為意思について

- (ア) 本件解雇の検討開始時期

被申立人は、A1の組合加入通知前に本件解雇の検討を開始したと主張する。

しかし、被申立人から本件解雇の検討の方法や内容について疎明がなく、また、被申立人の主張する本件解雇検討開始時期の前後で、本件解雇の検討を行っていた事実は認められないことからすると、この主張は直ちに採用できない。

- (イ) A1の組合加入通知後の同人に対する法人の対応等

被申立人は、6年5月10日から同月22日にかけてのA1に対する席の移動指示等の対応は、A1が事務長でなくなったための措置であると主張する。

しかし、A1の事務長解任は5年9月25日であったのに、なぜA1の組合加入通知直後にこれらの対応が行われたのか疎明がないことからすると、対応時期として不自然であり、法人は、A1の組合加入に対する報復ないし牽制として、これらの対応を行ったとみるのが相当である。

そして、A1の組合加入通知後、B1理事長が、労働組合に関する情報収集を行ったことや、教職員らに対しわざわざA1の組合加入を伝えたことも併せ考えると、法人は、A1の組合加入に対し嫌悪感を抱いていたとみられる。

(ウ) 本件解雇の動機

B1理事長が、予備折衝におけるA1の発言を報告したB2弁護士に対し、A1を置いておけないと述べ、A1の解雇通知書の作成を依頼したことからすると、A1が正当な組合活動として予備折衝を通じて法人の不当労働行為等を主張したことに対し、B1理事長は、嫌悪感を抱いていたと認められる。

また、組合が団交を申し入れた日の夕方に、法人がA1に対し本件解雇を予告したのは、A1の組合加入通知後の経緯や、本件解雇予告の時期が団交申入れ当日であることからすると、法人が組合嫌悪の意思をもって本件解雇を行ったからであるといわざるを得ない。

(エ) 小括

以上のことからすると、法人は、これまで本件解雇を具体的に検討していなかったものの、A1が組合に加入したことから嫌悪感を抱き始め、正当な組合活動としての予備折衝に組合員として参加したA1の発言をきっかけに、本件解雇を決断したといえる。よって、法人は、A1が組合員であるが故に本件解雇を行ったといえる。

(オ) 本件解雇の理由の存否

被申立人は、34件の事由（以下「本件事由」という。）が就業規則の解雇事由に該当すると主張するが、うち16件の本件事由は、直ちにこれらの行為があったとは認められず、また、うち18件の本件事由は、直ちに就業規則の解雇事由に該当するとはいえない。

したがって、被申立人の主張は採用できず、本件解雇に合理的な理由があったとはいえない。

イ 不当労働行為の成否について

以上のとおり、法人が、本件解雇を行ったことは、労組法7条1号の不当労働行為に該当する。

また、本件解雇は、法人が、唯一の分会員を解雇することにより組合の影響を法人から排除したものとといえるので、併せて同条3号の不当労働行為にも該当する。

(2) 争点2 (法人が、A1に対し、6年度夏期賞与を通常の支給日に支給しなかったことは、労組法7条1号に該当するか。) について (救済)

ア 「不利益な取扱い」に当たるか否かについて

A1は、賞与の不支給という、労働者の生活に直結する最も重要な給与面において経済的な不利益を被ったといえる。よって、法人が、A1に対し、6年度夏期賞与を通常の支給日に支給しなかったことは、労組法7条1号にいう「不利益な取扱い」であると認められる。

イ 不当労働行為意思について

(ア) A1の6年度夏期賞与が支給額ゼロとなったことの理由

a A1の勤務態度

被申立人は、A1の6年度夏期賞与が支給額ゼロとなったのは、A1が仕事をしないなど、勤務態度が悪く査定ができなかったためと主張する。

しかし、いつのどのような状態をもってA1が仕事をしていなかったと法人が判断したのか疎明がないことからすると、法人は、A1が仕事をしていなかったなどと主観により決め付けたといわざるを得ない。

b 法人における査定の方法

B1理事長による事務局職員の賞与の査定については、客観的な基準や正式な記録がなく、客観的な評価結果の疎明もない。

したがって、法人は、具体的な事実を特定した上でA1の勤務態度が悪かったと評価したとはいいい難く、査定ができなかったというよりも、B1理事長が客観的な評価に基づかずA1の6年度夏期賞与を支給額ゼロと判断したといえる。

c 支給額ゼロとしたことの相当性

A1の6年度夏期賞与の査定において、本件事由のうち同賞与の査定期間内の事由を考慮していたとしても、4年度夏期賞与から5年度夏期賞与の30,000円の減額程度にとどまらず支給額ゼロとなるほど、A1の言動に問題があったとはいいい難く、相当性に欠けるといわざるを得ない。

d 結論

以上のことを併せ考えると、法人が、A1の6年度夏期賞与を支給額ゼロとしたことについて、A1の勤務態度が悪く査定ができなかったということは、合理的な理由であるとはいえない。

(イ) 不当労働行為意思を推認させる事情

6年6月6日付けの本件解雇通知が当然に法人の不当労働行為意思に基づくものであるといえる中、これに極めて近接した同月15日頃の6年度夏期賞与の査定において、法人がA1の同賞与を支給額ゼロとしたことが、不当労働行為意思に基づかなかつたとする事情は見当たらない。

また、A1の組合加入通知後の法人の対応等から、法人がA1の組合

加入に対し嫌悪感を抱いていたとみられることから、法人は、A1が組合員であるが故にA1の6年度夏期賞与を支給額ゼロとしたとみるのが相当である。

ウ 不当労働行為の成否について

以上のとおり、法人が、A1に対し、6年度夏期賞与を通常の支給日に支給しなかったことは、労組法7条1号の不当労働行為に該当する。

(3) 争点3 (法人が、A1に対し、6年度夏期賞与を何の説明もなく前年度よりも減額して支給したことは、労組法7条1号に該当するか。) について(救済)

ア 「不利益な取扱い」に当たるか否かについて

A1は、夏期賞与について、5年度は450,000円が支給されたが、6年度の支給額が20,000円となったのであるから、給与面における経済的な不利益を被ったといえる。よって、法人が、A1に対し、6年度夏期賞与を何の説明もなく前年度よりも減額して支給したことは、労組法7条1号にいう「不利益な取扱い」であると認められる。

イ 不当労働行為意思について

(ア) 法人がA1の6年度夏期賞与を前年度よりも減額したことの理由

法人は、A1の6年度夏期賞与を前年度よりも減額したのは、A1の仕事量、進捗状況、勤務態度等を総合的に評価して査定を行った結果であると主張する。

しかし、法人はもともとA1の6年度夏期賞与を支給額ゼロとしていたのに、再度査定を行った結果、なぜ20,000円の支給額となるのか、また、再査定のきっかけがA1からの夏期賞与の支給がない場合は労基署に通告する旨の催告であったという点からしても、極めて不自然であるといわざるを得ない。

これらのことからすると、法人は、A1に対し6年度夏期賞与を支給しなかったことに違法性があるかもしれないと考え、労基署の介入を避けるために、とりあえず支給額を20,000円としたといわざるを得ない。

法人における過去の賞与減額事例では、教職員が、明らかな非違行為を理由に、前年度から85,000円の減額支給となっている。一方、A1の6年度夏期賞与については、査定期間中に本件事由が発生したとされているが、これらの本件事由は、おおよそ就業規則の解雇事由に該当するとはいえないものである。そうすると、これらの減額の状況を比較しても、明らかにA1の夏期賞与の前年度からの減額規模の方が大きく、相当性を見出し難い。

以上のことを併せ考えると、法人が、再査定の結果、A1の6年度夏期賞与の支給額を20,000円としたことについては、客観的な評価に基づいていたとはいえない。

よって、法人が、A1の6年度夏期賞与を前年度よりも減額したこと

には、合理的な理由がないといえる。

(イ) 不当労働行為意思を推認させる事情

上記の2つの不当労働行為(①本件解雇及び②6年度夏期賞与を通常の支給日に支給しなかったこと)と法人がA1に対し6年度夏期賞与を前年度よりも減額して支給した行為との時期が近接しており、この間の労使関係に特段の変化は認められない。

このことからすると、法人がA1の6年度夏期賞与を減額したことが、不当労働行為意思に基づかなかったとする事情は見当たらない。

ウ 不当労働行為の成否について

以上のとおり、法人が、A1に対し、6年度夏期賞与を何の説明もなく前年度よりも減額して支給したことは、労組法7条1号の不当労働行為に該当する。

(4) 救済の方法

ア 本件解雇が不当労働行為に当たることは、上記(1)で判断したとおりである。

その救済として、上記4(1)、(2)及び(4)のとおり命じることとする。

なお、A1の6年4月分から同年6月分の3か月間の給与支給額の平均額に、5年度夏期賞与及び冬期賞与の支給額の合計を12で除した金額を加算した月額398,143円を基に、賃金相当額を算定するのが相当である。

イ 法人が、A1に対し、6年度夏期賞与を通常の支給日に支給しなかったこと及び同賞与を何の説明もなく前年度よりも減額して支給したことが不当労働行為に当たることは、上記(2)及び(3)で判断したとおりである。

それらの救済として、上記4(3)及び(4)のとおり命じることとする。

なお、A1の6年度夏期賞与については、上記の不当労働行為がなければ5年度と同額程度が支給されたものと推認されることから、同人に支払われるべき金額は、5年度夏期賞与の支給額と6年度夏期賞与の支給済みの金額との差額として、上記4(3)の金額をもって相当と思料する。

第4節 労組法第22条第1項に基づく強制権限行使

令和7年は、労組法第22条第1項に基づく強制権限行使はなかった。

第5節 労組法第27条の2第1項に基づく公益委員の除斥

令和7年は、労組法第27条の2第1項に基づく公益委員の除斥はなかった。

第6節 労組法第27条の3に基づく公益委員の忌避

令和7年は、労組法第27条の3に基づく公益委員の忌避はなかった。

第7節 労組法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令及び物件提出命令

令和7年は、労組法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令及び物件提出命令の申立てはなかった。

第8節 労委規則第32条の2に基づく当事者の追加

令和7年は、労委規則第32条の2に基づく当事者の追加はなかった。

第9節 労委規則第40条に基づく審査の実効確保の措置

令和7年は、労委規則第40条に基づく審査の実効確保の措置はなかった。

第10節 労組法第27条の13第2項に基づく確定命令不履行通知

令和7年は、労組法第27条の13第2項に基づく確定命令不履行通知はなかった。